

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【別紙②：新築分譲条件付交付申請用】 新旧対照表

子育てグリーン住宅支援事業の共同事業実施規約【別紙②：新築分譲条件付交付申請用】を2025年7月18日付で改正します。
改正内容は以下の通りです。

(赤字部分が改正箇所)

改正後 (2025年7月18日付)	現行
<p style="text-align: center;">子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約 【別紙②：新築分譲条件付交付申請用】</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 (本交付決定の取り消し) 以下①～⑤のいずれかに該当する場合は、事務局等は本交付決定を取り消し、本補助金を不交付とする。また、既に補助金が交付済みである場合においては、甲に対して補助金の返還を求めるものとする。</p> <p>① 第1条第2項の①～⑦のいずれかに反する場合</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約 【別紙②：新築分譲条件付交付申請用】</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 (本交付決定の取り消し) 以下①～⑤のいずれかに該当する場合は、事務局等は本交付決定を取り消し、本補助金を不交付とする。また、既に補助金が交付済みである場合においては、甲に対して補助金の返還を求めるものとする。</p> <p>① 第1条第2項の①～⑦のいずれかに該当する場合</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p>